時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚金三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至卅行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

神戸兵庫市街幷ニ其近傍時事新報の配達

今度神戸榮町六丁目百六十九番地に時事新報社の出張所を設けてより神戸兵庫市街幷ニ其近傍に時事新報の配達一層の迅速を加へ是迄は日々發兌の時事新報早くも一日を隔て、翌々日の午前に配達するとなりしが今後出張所より直配達の分ハ前日の新報翌日の夕刻に配達し縱令便船の無き日にても翌々日の早朝には必ず讀者に配付するとを得べし

時事新報

太平洋海底電線工事

日本米國の間ハ一水相隔てたるのみにして汽船交通の今日には其距離極めて短き者なり特に兩國貿易の上より云ふ時ハ其關係緻密にして未來の商運只管繁昌の勢あれども獨り太平洋に海底電線あきハ遺憾の沙汰なり我日本人は今後米國と倍々和親を結ばんが爲めには太平洋電線架設の議を贊成する者にして若し米國の輿論も同意ならば雙方の委員を會同せし先づ協議する所ありたしとまで嘗て鄙見を開陳し置きたるとありしが（昨十九年五月五六兩日の社説）近時聞く所に據れバ米國に於ては早くも既に其説盛んにして政府は測量の事業をも終れり今は專ら架設者の顯はるゝを待ち居る者の如しと云へり即ち此程米國郵船の齎らし來りたる桑港デーリー、エキザミナルに其事の成立と實測の圖面とを添へ昨今米國に於て有力者が之に對するの意見如何んを記載しある者あり幸ひ日本に於ても其私議あるの折柄なれば爰に要領を左に記して聊か輿論に訴へんと欲するなり

桑港デーリー、エキザミナル新聞は十一月十三日の紙上に論じて曰く合衆國と支那、日本、濠太剌利及び布哇諸嶋との間に海底電線を沈架するの利益は多年來世論の許す所にして二十年以降絶えず計畫ありたれども今日まで其業の着手に至らざりしは電信の營業家にして資本家に充分の收益を與ふるの見込ある可きや否やの一事確定せざるが爲め資本家も逡巡して資財を投ぜざりしに由る者なり其間人民より諸州の政府に建白して官の保護を仰がんとしたる向きも少からず旁々太平洋海底電線の議論到る處に熾んにして去る千八百七十三年（今を距る十四年前）合衆國々會議院は電線沈架の目的を以て米國日本間太平洋の海底を測量せしむるが爲め其費目を議定したり是に於てコモドール、ベルクナップ氏に其事を任じタスカローラ號を以て測量船に充て米國海岸と日本横濱との間に精密なる測量を遂げたるハ當時の記事に於て詳なるが如し其後ちコモドール、[illegible]氏は更に又布哇群嶋より濠洲ブリスベーンまでの間を測量え一は日本支那に通ずる者と一は濠洲に通ずる者と二個の線路を測定したり而して[illegible]の工事は[illegible]にと云ふに日本沿海の[illegible]ふるの[illegible]して水[illegible]も[illegible]は多少困難あらんと雖ども之を外にして[illegible]の工事に難わるを覺えず當時合衆國政府に於ては彌〻中途に其議を廢したるの有樣にして爾來人民より國會に其事を申出たるは屢々なれども國會は之に對して捗々しき注意を向けず以て今日に至りしなれども是れより先き布哇國の人民は最も此事に熱心して米國布哇の間には是非電線なかる可らずと人民中より委員を擧げジョーラス、フチールド氏に事を任して合衆國々會議員に其希望を陳述し其他種々の手段を盡して必ず目的を達するの都合に聞きしがフチールド氏が熱心盡力せし甲斐なく其議も殆んど立消えの姿と爲りたるは遺憾と云ふ可なし然るに今日右の議論再發して時機漸く熟せんとするに至りたれば我輩（エキザミナル記者）は普く有力の紳士實業家に意見を叩きたるに孰れも其必要を認めざる者なし云々

次に同新聞は測量主任コモドール、ベルクナップ氏の談話を載せて曰く太平洋測量公用船タスカローラ號が桑港に於て砲門彈藥より一切測量の器械を用意したるは千八百七十三年六月中の事にして鉛線其他の材料を積込むまでに尚ほ數週日を費したり測量の線路は米國フラッテリー岬（華聖頓領レウエス郡の海岸より突出したる海角なり）を起點となしアリユーシャン群嶋に沿ふて日本横濱までを實測するに在りたれども彼れ是れせし間に時日を費え漸く同年の九月十七日フラッテリー岬を出發し副提督フェーウェル氏を助手として海軍大尉ノリス氏も一方の仕事を負擔し直に測量を始めたれども今回の線路は其緯度北方に偏をれば寒氣の來るも早かるべく所詮其年中に功を竣れるの見込なきは初めより期せし所にしてフラッテリー海岸を離れ次第に二十五回の鉛線を下したるに最深の水底一萬五千英尺を得、岬北西を踰えて二百英里の處に際間あり之を過ぐれば水底一英里に六英尺の下りを以て漸次に深し此際諸般の測量は其結果を得たれども季節追々冬に迫まりて事業の困難ある可きを察し來年の夏まで北線の實測を見合すとに決し一先づ桑港に歸航えたれ共間もなく命を受てサンヂーゴー（サンフランシスコの東南四百五十英里の處に在り）に赴き同所より布哇嶋を經て日本小笠原嶋より横濱までの測量に着手しゐりサンヂーゴーより布哇國ホノルル港の間に六十二回の鉛線を投じゐるに深さ四百二十六英尺より一萬八千三百二十四英尺の間を得、續てホノルルより小笠原嶋までの測量は二十九日の間に五十九回の鉛線を試みたるに最低の深さは小笠原嶋に近海に於て一萬九千七百二十英尺の者是なりしも其他何は概して水底深く十八回は鉛線悉く一萬八千英尺以上に達しゐり小笠原嶋横濱の間には十二回の測量を爲し最低の深さ一萬四千六百十英尺を得て中央北太平洋の電線測量事業一先づ完結し漸く横濱に入港したり（未完）

官報

○勅令

朕造神宮使廳ノ官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年十二月廿五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文　内務大臣伯爵山縣有朋

勅令第六十八號

造神宮使廳官制

第一條　造神宮使廳ハ内務大臣ノ管理ニ屬シ新宮遷營及神寶装束調進ノ事ヲ掌ル○第二條　造神宮使廳ニ左ノ職員ヲ置ク「造神宮使」「造神宮副使」「造神宮主事」「造神宮屬」○第三條　造神宮使ハ一人勅任トス神宮祭主ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ廳中ノ事務ヲ管理ス○第四條　造神宮使ハ所屬ノ官吏ヲ統督シ奏任官ノ進退ハ内務大臣ニ具狀シ判任官ハ之ヲ專行ス○第五條　造神宮副使ハ一人奏任トス内務省社寺局長ヲ以テ之ニ充ツ造神宮使ノ事務ヲ佐ケ造神宮使事故アルトキハ内務大臣ノ命ヲ受テ其事務ヲ代理ス○第六條　造神宮主事ハ一人奏任三等以下トス使副使ノ命ヲ承ケ新宮遷營神寶装束等調進ノ事務ヲ處辨ス○第七條　造神宮屬ハ判任トス上官ノ命ヲ受ケ造營ノ事務ヲ分任シ職工ヲ使役シ記錄計算ヲ掌ル

朕税關官制中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年十二月廿五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十九號

明治十九年(三月)勅令第七號税關官制中左ノ通改正追加ス

第一條中税關副長ノ次ニ「鑒定官」ノ三字ヲ加フ

第三條中左ノ一項ヲ追加ス

鑒定官ハ奏任二等以下トス税關長ノ指揮監督ヲ承ケ貨物鑒定ノ事ヲ掌ル

朕茲ニ税關鑒定官鑒定吏官等俸給ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十年十二月廿五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第七十號

税關鑒定官鑒定吏ノ官等俸給ハ明治十九年勅令第三十八號技術官官等俸給令ニ依ル

朕陸軍砲兵射的學校條例ヲ裁下シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十年十二月廿五日　内閣總理大臣伯爵伊藤博文　陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第七十一號

陸軍砲兵射的學校條例

第一條　陸軍砲兵射的學校ハ砲兵隊ノ大中尉及下士ヲ分遣シテ學生トナシ射擊術及砲兵用法ヲ訓練シ且其演習ニ關スル敎則ヲ一定ナラシメ砲兵ノ射擊術及戰術ヲ研究シ砲兵ノ敎育一般ノ改良ヲ圖ルヲ目的トスル所トス○第二條　學生ノ訓練ニ供スル爲メ本校ニ敎導中隊ヲ置ク○第三條　本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長　砲兵大中佐一人
副官　砲兵大中尉一人
敎官　砲兵少佐一人　砲兵大尉二人　砲兵中尉三人
軍吏　一人
軍醫　一人
獸醫　一人

第四條　校長ハ砲兵監ニ隸シ校務ヲ總理シ學術進歩ノ責ニ任ス○第五條　校長ハ懲罰權並校附官僚學生ノ休暇付與權ヲ有スルコト聯隊長ニ同シ○第六條　副官ハ校中ノ庶務ヲ掌リ其下ニ下士若干員ヲ置ク○第七條　敎官ハ學術ノ敎授ヲ分擔シ敎導中隊ノ中隊長及中隊附士官ヲ兼ネシム○第八條　敎官ノ下ニ助敎ヲ置キ砲兵曹長同一等軍曹同二等軍曹及火工下長若干員ヲ以テ之ニ充テ敎導中隊ノ中隊附ヲ兼ネシメ校内ニ居住セシム○第九條　軍吏ノ下ニ書記若干員軍醫ノ下ニ看護長及看護卒若干員ヲ置ク○第十條　學期ハ毎年概ネ十二月ニ始リ翌年三月ニ終ルモノトス○第十一條　學生ノ人員ハ其時々監軍之ヲ定メ陸軍大臣之ヲ告達ス○第十二條　學生分遣ノ告達アレハ近衞都督鎭臺司令官ハ部下ノ砲兵聯隊長ヲシテ大中尉及下士中身體強壯行狀方正勤務勉勵ニシテ其學術ニ適當ト認ムル者ヲ選定セシメ而シテ入校期十日前ニ其名簿ニ考科表ヲ添ヘ砲兵射的學校長ニ送達スヘシ○第十三條　學生中ノ願屆其他業務ニ關スル事件ハ總テ校長ノ管理ニ屬ス○第十四條　學生ハ情願ヲ以テ歸省又ハ退校スルヲ許サス疾病其他ノ事故ニ依リ卒業ノ目的ナキ者ヲ退校歸隊セシムルハ此限ニ在ラス○第十五條　學期ノ終リニ於テ試驗ヲ施行シ以テ其列序ヲ定メ卒業證書ヲ付與シ歸隊セシム但優等ノ者ニハ別ニ[illegible]
條　學生士官ハ校外[illegible]
十七條　學生所要ノ[illegible]
ハ支給スルコトア[illegible]
隊ヨリ前月中ニ本校[illegible]
スモノトス○第十[illegible]
ス總テ本校ニ於テ[illegible]
在テハ雜具ヲ貸與[illegible]
十一條　學生分遣中[illegible]
ス○第二十二條[illegible]
年以上ノ期アル[illegible]
屬技藝熟達ノ者ニ[illegible]
シ毎年七月ニ於テ[illegible]
三條　敎導中隊ノ兵[illegible]
等一切之ヲ許サス○[illegible]
導中隊ニ編入ス[illegible]
原隊ノ經費ヲ以テ[illegible]
シムヘシ其旅費消[illegible]
十五條　敎導中隊[illegible]
以テ特別ノ徽章ヲ附[illegible]
務ハ概ネ砲兵內務[illegible]

朕海軍兵器製造所官制[illegible]
ヲ公布セシム

御名　[illegible]

明治二十年[illegible]
十二月廿五日

勅令第七十二號

海軍兵器製造所官[illegible]

第三條　兵器製造[illegible]
所長
次長
製造科長
製造科主幹
檢査科長
檢査科主幹
計算課長
材料課長
主庫

朕農商務省專賣特[illegible]
ヲ裁可シ茲ニ之ヲ[illegible]

御名

明治二十年
十二月廿五日

勅令第七十三號

特許局官[illegible]

第一條　特許局ハ[illegible]
及意匠ニ關スル事[illegible]
置クコト左ノ如シ[illegible]
官補「屬」技手○第[illegible]
農商務大臣ノ指揮[illegible]
査官ノ査定ニ對ス[illegible]
第四條　局長ハ[illegible]　局次長ハ[illegible]
ス局長ノ事務ヲ佐[illegible]
キハ其事務ヲ掌理[illegible]
トス局長ヲ佐ケ審[illegible]
スルコトヲ掌ル○[illegible]
ヲ承ケ發明商標及[illegible]
ノ責ニ任ス其定員[illegible]
閱讀ニ提出シ裁可[illegible]
ハ判任トス審査官[illegible]
務ニ從事ス○第八[illegible]
審記ハ記錄計算ニ從[illegible]
ノ指揮ヲ承ケ製圖[illegible]
審判部審査部ヲ置[illegible]
置ク其分掌規程ハ[illegible]

朕茲ニ特許局審査官[illegible]

御名

明治二十年
十二月廿五日

勅令第七十四號

特許局審査官及[illegible]
第三十八號技術官[illegible]

生等旅行[illegible]付來年[illegible]
武井守正

[illegible]
高橋是清
首藤[illegible]

年内歸省ノ途ニ上リ新年賀禮ヲ缺ク此段御斷申上候
牛込矢來町三番地　横井忠直

轉宅　麹町區[illegible]四十二[illegible]